

一般財団法人つくば都市交通センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人つくば都市交通センターという。

2 この法人の英文名は、Tsukuba Urban Transportation Center(略称 TUTC)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、筑波研究学園都市等の特性を踏まえた都心地区の形成に向けた都市交通の円滑化と都市機能の増進を図るため、調査研究、啓蒙活動及び企画立案を行うとともに、交通施設及びその関連施設の設置、管理運営等を行うことと併せ、都市機能の増進に向けた事業を推進することによって、地域の良好な都市機能の維持向上及び住民の利便と福祉の向上に寄与することを目的とする。(ア)

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。(ア)

(1) 都市交通の円滑化、都市機能の増進等に関する調査研究、啓発活動及び企画立案
(ア)

(2) 駐車場、駐輪場等の交通施設及びその関連施設の設置と管理運営

(3) 駐車場、歩行者専用道路、広場等の交通施設及びその関連施設の管理受託

(4) 都市交通の円滑化若しくは都市機能の増進を目的とした事業を行う者又は交通弱者等への支援及び寄附 (ア)

(5) 都市交通の円滑化又は都市機能の増進を目的とした事業を行う者への出資 (ア)

(6) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 この法人は、前項の事業のほか、前条の目的を達成するため、前項第2号の事業に支障の無い範囲で次の事業を行う。(ア)

(1) 事務所、店舗等の都市機能の増進のための施設の設置と管理運営 (ア)

(2) 都市交通の円滑化又は都市機能の増進を目的とした事業を行う者への不動産の貸付 (ア)

3 本条の事業は、茨城県において行うものとする。(ア)

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、一般財団法人への移行時現在における財産目録に記載された財産のほか、次の各号に掲げる収入によって生じた資産をもって構成する。

(1) 事業に伴う収入

- (2) 資産から生ずる収入
 - (3) 寄附金品収入
 - (4) その他の収入
- (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。(ア)

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 第4条第2項に定める事項（ア）
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員及び理事のうちからそれぞれ選出された議事録署名人各 1 名が記名押印する。

第 6 章 役員

（役員の設置）

第 19 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 9 名以内（ア）
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、必要に応じて理事長以外の理事のうち 1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とすることができる。ただし、専務理事及び常務理事の合計数は 3 名を超えることができない。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、理事長以外の理事のうち、3 名以内をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事より専務理事及び常務理事を選任することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特殊な関係にある者の理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事及び監事の責任免除及び限定)

第 26 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する第 115 条の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職
(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。
(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。
(解散)

第 35 条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。
(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
(剰余金の分配の制限)

第 37 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法 (公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は伊藤節治とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
岩井彦二、矢口喜一郎、岡田久司、水野政之、大塚昭司

この定款は、令和 6 年 5 月 24 日から適用する。(ア)

役 員 名 簿

令和8年6月24日現在

役 職 名	氏 名
理 事 長 （ 常 勤 ）	関 俊 介
理 事 （ 常 勤 ） 〔経営企画担当〕	櫻 井 豊
理 事 （ 常 勤 ） 〔総務経営担当〕	八 代 真 介
理 事 （ 常 勤 ） 〔事業担当〕	司 貴 文
理 事 （ 非 常 勤 ）	大 里 和 也
理 事 （ 非 常 勤 ）	軸 屋 智 昭
理 事 （ 非 常 勤 ）	飯 島 寛 志
理 事 （ 非 常 勤 ）	氏 家 大 介
監 事 （ 非 常 勤 ）	小 林 正 樹
監 事 （ 非 常 勤 ）	岩 崎 哲 士

令和 7 年度事業報告

1 事業状況

(1) 事業を取り巻く状況

令和 7 年度の国内景気は緩やかな回復基調が続く一方、個人消費の回復は物価上昇の中で力強さを欠いた状況にあるとされている。

つくば市では、つくばみらい市や守谷市などとともに人口流入が続き、当財団が実施した調査では、平成 30 年度と令和 6 年度を比した人口増加率が、つくば市全体で約 1.1 倍だったのに対し、つくば駅を中心にしたつくばセンター地区では約 1.3 倍となった。

このような中、延床面積 1 万㎡超のオフィス、店舗等からなる複合施設が年度当初につくば駅前に開業。また、同じ時期に、つくばセンター地区から 2km 弱の幹線道路沿いに大規模な駐車場を併設した商業施設がオープンしたほか、年央には、隣接市でも TX 沿線近くに商業施設が開店している。

(2) 財団の取り組み状況

① 令和 8 年度に向けた大型投資の準備

駐車場事業において、利用者の利便性向上、立体駐車場等施設の長寿命化を図るべく、新しい機能を搭載する駐車場管制システムの導入及び最も利用の多い南 1 立体駐車場におけるエレベーター増設などの令和 8 年度完成に向け、準備を進めてきた。

② 調査研究等事業における新たな取り組み

都市交通の円滑化、都市機能の増進という当財団の大きな目的からあらためてつくばセンター地区における課題を見つめ直し、新しいテーマで取り組んだ。

つくば駅前エリアにおいては、通勤・通学用のバス待機が多い現状を調べ、課題を行政と共有した。

また、同地区での人口増の核となるマンション住民に対しアンケート調査を実施し、前例のない貴重なデータを得ることとなった。

③ 業務改善を通じた組織力の向上

部門横断による構成で複数班を編成し、職員提案型の業務改善等を実現するとともに、それらを通して組織力の向上を図った。

④ 経営状況

事業収益は堅調で、駐車場事業が牽引し前年度を上回ることとなった。その中身を見てみると、現金やレシートバックなど一般利用は伸び悩んだものの、定期利用が好調で全体を底上げした。賃貸事業については、満床を継続している。

支出については、施設改善、修繕等の大型投資が令和 8 年度完了となるため令和 7 年度の支出は当初予算に比して抑えられることになった。

支出が膨らむ令和 8 年度においては、その遂行にあたり工程管理、コスト管理をさらに徹底していく必要がある。

⑤ 今後の課題

つくばセンター地区では人口増が続いているが、マンション居住者アンケートから、その中心は若い子育て世代であり、交通利便性や住みやすさを高く評価していることが分かった。このエリアでは催事等の開催が盛んで、多くの居住者が参加しており、特に週末は活況を呈している日が多い。しかし、当財団駐車場の一般利用は伸び悩んでおり、足もとの人流の多さと駐車需要はあまり結びついていない状況が見られる。

一方、このエリアへ法人が転入することは定期利用増加の要因となることが期待できるが、逆に支店統合のために県外等へ転出するケースなども見受けられ、転入転出の動向は収益に影響が出やすい。

事業を取り巻く今後の見通しは全般的な物価上昇とともに石油価格の不安定な状況等が長引くことになれば事業環境に影響が出るものと想定され、使用電力を単価変動のないクリーンエネルギーのものに変えるなど出来るところから対策を始めた。

令和 8 年度においては、年央で駐車場料金の改定を行うことにしているが、それとともに、状況が変わりつつあるつくばセンター地区において、当財団として何ができるか、何が求められているかを見定め、経営の安定化を図っていく必要がある。

(3) 事業別活動状況

令和 7 年度事業実施計画に基づき、次のとおり各事業活動を行った。

① 実施事業等会計 報告事項 1 (P1 参照)

イ 駐車場事業 (公益その 1)

- ・ 県立美術館、市立図書館等利用者や市認定障害者の駐車場利用料金の特別割引により、公共施設の利用促進及び障害者支援を図った。

ロ 駐車場事業 (公益その 2)

- ・ つくば市民ホールカピオ等における公共目的利用者の駐車場利用料金の割引により、施設の利用促進を図った。

ハ 調査研究等事業

- ・ 都市交通の円滑化や地域の活性化に関連した施策の基礎資料とするため、都市活動の実態調査と歩行者等の動態調査を継続実施した。また、これに加え、マンション居住者への「くらしのニーズに関するアンケート」も実施し、マンション居住者の属性や居住環境への意識などを把握することできた。
- ・ 実証実験については、昨年度のサードプレイスの創出に続き、令和 7 年度は子供の遊び場づくりとして、実施環境が異なるパフォーマンスギャラリーを含む 4 会場で 15 種類の実証実験を行い、その調査結果を取り

まとめた。

- ・バスバース設置検討調査業務は、送迎バスの道路上での乗降、待機が、一部の道路において朝の時間帯に集中しており、一般車や歩行者の安全上問題があるのではとの課題意識から現地調査と関係者へのヒアリングやアンケートを行ったもので、その調査結果については 9 月につくば市へ報告し課題を共有した。
- ・脱炭素先行地域の取組みは、北 2 駐車場への太陽光パネルの設置について事業者との具体の協議を進めたが、長期にわたる事業上の制約から断念することとした。
- ・これらの成果について、TUTC ライブラリー 52 号として発刊し、公共機関等に配布するとともに HP 上に公開した。

ニ 特定寄附

- ・つくば市域における交通安全対策、防犯対策に対する支援として、つくば市に対し寄附を行った。
- ・つくば市域の市民文化創造活動への支援事業を行っている公益財団法人つくば文化振興財団に対し寄附を行った。

② その他事業等会計 報告事項 1 (P1~3 参照)

イ 駐車場事業

(駐車場利用実績) 報告事項 1 (P5~8 参照)

- ・立体駐車場 4 箇所、平面駐車場 3 箇所の計 7 箇所（普通車約 3 千 8 百台＋大型車 13 台収容）及び駐輪場（126 台収容）の安定した管理運営を行った。
- ・駐車場利用台数は、前年度から約 1.3 万台微減の 208.8 万台（対前年比 99.37%）であった。これはつくば駅前に開業した複合施設の建設工事に関連した前年度までの駐車需要がなくなったことや周辺の商業施設との競合などが要因として考えられる。

(営業活動) 報告事項 1 (P3 参照)

- ・時間制駐車料金、定期利用料金、回数券、レシートバック契約料金等、多様な料金設定による利用者サービスを引き続き実施しつつ、パークアンドライド定期契約を 1 月に終了する料金設定の整理を行った。
- ・また、中長期の駐車場の安定経営を見据え、31 年ぶりの駐車場料金改定を検討し、令和 8 年度の適用に向けた準備を整えた。
- ・駐車場及び駐輪場の運営においては、一般利用台数の減少の兆候に対し、定期契約の増加で対応すべく、定期枠をコントロールの上、法人を対象とした営業活動の強化などで利用台数の減少を最小限でくい止めることができた。

- ・令和 6 年度に設置した回数券自動販売機を 4 月に運用開始し、営業時間外での回数券の購入も可能となり、お客様の利便性向上と併せ業務効率化にもつながる取組みとなった。

(保守・修繕・更新工事等) 報告事項 1 (P1~2 参照)

- ・多岐にわたる機能を搭載する新しい駐車場管制システムの導入については、優先交渉事業者との要件定義の整理に時間を要し工事発注が遅れたものの、令和 7 年 10 月に工事契約し、令和 8 年 10 月の全面稼働へ向けたスケジュール変更を行った。
- ・駐車場管理センター業務においては、管理要員等の健康維持と駐車場事業の安定運営を図るため、引き続き夜間管理業務の外部委託を行うとともに、予防保全や緊急時の対応を強化するため、保全業務と統合した組織改編を検討した。
- ・立体駐車場の更新工事及び修繕工事は、突発的に発生した不具合対応工事も含め 37 件の工事を発注した。そのうち南 1 駐車場のガラスブロック壁面・館銘板の更新工事とエレベーター増設工事の大型更新は、実施設計に時間を要したことから工事発注が遅れたものの、令和 8 年度の工事完成に向け工事契約を行い着工した。

ロ 賃貸事業 報告事項 1 (P9 参照)

- ・南 3 パークビル、財団事務所ビル等の賃貸施設 (14 区画) を運営し、適正な管理運営に努め、年間を通して全区画の入居が続いた。
- ・駐車場内等の自動販売機コーナーでは引き続き維持管理を行いながら新たにアイスクリーム自販機や災害対応自動販売機を導入するなど、利用者の更なる利便性向上に寄与するとともに、立体駐車場の壁面等においては一般の広告物掲載スペースとして活用したほか、有料広告の追加契約を締結するなど収益改善を試行した。
- ・南 3 パークビル空調設備の更新に向け、エンジニア事業者と具体の更新に向けた事業スキームの調整を行った。

(4) その他社会貢献等 報告事項 1 (P3 参照)

- ① つくばセンター地区活性化協議会の副会長及び事務局を務め、つくばまちなかデザイン株式会社と連携を図り、地区の活性化に向けた取組みに参加するとともに、今後の協議会の在り方についても問題提起を行った。
- ② つくばスマートシティ協議会に引き続き参加し、駐車場やモビリティを取り巻く技術革新の動向・事業環境の変化への対応に向けた研究・検討を進めながら、実証実験に対し運営スペースの提供などで積極的に関与した。

2 一般事項

(1) 組織及び人員

① 公益目的事業等各事業の推進及び経営能力の向上を図りつつ、着実な組織運営を実施。

② 令和8年3月31日現在における役職員数は、下表のとおり。(単位：人)

役 員		職 員	
理事長（常 勤）	1	総 務 経 営 部	6
理 事（常 勤）	3	事 業 部	2 3
理 事（非常勤）	4		
監 事（非常勤）	2		
計	1 0	計	2 9

注：理事（常勤）3名の内1名は事業部長を兼ねる。

(2) 理事会

① 第77回理事会（令和7年5月9日、決議があったとみなされた日）

・令和7年3月31日付で辞任した評議員3名、非常勤理事2名及び常勤理事1名の後任候補者を令和7年5月19日付で評議員、非常勤理事及び常勤理事に選任することを議題とし、第52回評議員会を招集することについて、理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事の全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第32条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

② 第78回理事会（令和7年5月19日、決議があったとみなされた日）

・業務執行理事1名の選定について、理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事の全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第32条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

③ 第79回理事会（令和7年6月6日開催）

・担当理事より、初めに令和6年度業務実施報告について参考説明があった。
次に令和6年度事業報告及び決算及び令和6年度公益目的支出計画実施報告書について説明があり、公益目的支出計画実施報告書については、定時評議員会へ報告後、行政庁へ電子申請で行うことを事務局に一任していた
だくこととし、その後、小林監事から報告書等については適正に示されている旨の監査報告があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
担当理事より、令和7年度業務実施状況について参考説明があった。
・定時評議員会の日時及び場所並びに議案について、担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。

④ 第 80 回理事会（令和 7 年 11 月 20 日開催）

- ・令和 7 年度上半期の業務実施状況について、担当理事より報告があった。
- ・令和 7 年度上半期の収支実績について、担当理事より報告があった。
- ・令和 7 年度収支予算の変更について、担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。

⑤ 第 81 回理事会（令和 8 年 3 月 6 日開催）

- ・令和 7 年度業務実施状況について、担当理事より報告があった。
- ・令和 7 年度収支見通しについて、担当理事より報告があった。
- ・駐車場料金の改定について、担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
- ・令和 8 年度事業計画及び収支予算について、担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
- ・令和 8 年度の組織体制について、担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
- ・会社役員賠償責任保険の更新について、担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
- ・評議員会の日時及び場所並びに議案について、担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
- ・業務執行理事の選定について、担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。

（3）評議員会

① 第 52 回評議員会（令和 7 年 5 月 19 日、決議があったとみなされた日）

- ・令和 7 年 3 月 31 日付で辞任した磯崎聡評議員の後任として小松英雄氏を、村井剛評議員の後任として石倉敬氏を、中村陽介評議員の後任として巽三郎氏を、武石佳宏非常勤理事の後任として飯島寛志氏を、関野かづと非常勤理事の後任として氏家大介氏を、大原治常勤理事の後任として司貴文氏を、令和 7 年 5 月 19 日付で選任することについて、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款第 17 条第 4 項に基づく評議員会の決議の省略の方法により当該提案の各別を承認する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

② 第 53 回評議員会（令和 7 年 6 月 24 日開催）

- ・担当理事より、令和 6 年度事業報告及び決算について説明があり、併せて議案審議の参考として令和 6 年度業務実施報告について報告があった。その後、岩崎監事より報告書等については適正に示されている旨の監査報告があり、審議した結果、原案どおり事業報告を了承し、決算を承認した。

- ・令和 6 年度公益目的支出計画実施報告書について、担当理事より報告があった。
- ・令和 7 年度業務実施状況について、担当理事より報告があった。
- ・議事録署名人の選出について、議長に一任され、議長並びに評議員会に出席した評議員石田奈緒子氏及び代表理事関俊介氏が指名された。

③ 第 54 回評議員会（令和 8 年 3 月 27 日開催）

- ・令和 7 年度業務実施状況について、担当理事より報告があった。
- ・令和 7 年度の収支見通しについて、担当理事より報告があった。
- ・駐車場料金の改定について、担当理事より報告があった。
- ・令和 8 年度事業計画及び収支予算について、担当理事より報告があった。
- ・令和 8 年度の組織体制について、担当理事より報告があった。
- ・会社役員賠償責任保険の更新について、担当理事より報告があった。
- ・理事の選任について、担当理事より説明があり、理事 1 名について審議した結果、原案のとおり櫻井豊氏を新たに理事に選任した。
- ・議事録署名人の選出について、議長に一任され、議長及び評議員会に出席した評議員石田奈緒子氏並びに代表理事関俊介氏が指名された。

3 附属明細書

令和 7 年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存しないので、これを作成しない。

令和 8 年 6 月

一般財団法人つくば都市交通センター

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現金	3,889,109	3,773,200	115,909
預 金	1,405,971,004	2,080,105,723	△ 674,134,719
未 収 金	30,054,179	31,804,746	△ 1,750,567
立 替 金	1,862,836	2,016,922	△ 154,086
前 払 金	0	5,030	△ 5,030
流 動 資 産 合 計	1,441,777,128	2,117,705,621	△ 675,928,493
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
基 本 財 産 計	0	0	0
(2) 特 定 資 産			
退職給付引当資産	91,000,250	79,771,100	11,229,150
預り保証金積立資産	216,200,000	216,200,000	0
預り敷金積立資産	126,868,843	126,868,843	0
特 定 資 産 計	434,069,093	422,839,943	11,229,150
(3) そ の 他 固 定 資 産			
土 地	4,890,109,650	4,890,109,650	0
建 物	1,476,931,337	1,590,402,247	△ 113,470,910
建 物 附 属 設 備	161,169,622	160,796,570	373,052
構 築 物	46,024,427	42,494,631	3,529,796
車 両 運 搬 具	3,157,839	3,880,155	△ 722,316
什 器 備 品	23,825,318	26,583,646	△ 2,758,328
建 設 仮 勘 定	116,856,800	8,295,900	108,560,900
ソ フ ト ウ ェ ア	4,605,249	7,494,663	△ 2,889,414
電 話 加 入 権	3,321,600	3,321,600	0
保 証 金	50,000	50,000	0
リサイクル預託金	35,080	35,080	0
長 期 前 払 費 用	0	293,333	△ 293,333
長 期 性 預 金	861,600,000	0	861,600,000
そ の 他 固 定 資 産 計	7,587,686,922	6,733,757,475	853,929,447
固 定 資 産 合 計	8,021,756,015	7,156,597,418	865,158,597
資 産 合 計	9,463,533,143	9,274,303,039	189,230,104

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅱ 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	131,611,788	59,319,040	72,292,748
未 払 費 用	2,438,662	2,249,673	188,989
未 払 法 人 税 等	74,917,500	77,531,500	△ 2,614,000
未 払 消 費 税 等	13,866,600	10,734,900	3,131,700
前 受 金	32,361,876	31,719,643	642,233
預 り 金	919,505	1,050,832	△ 131,327
仮 受 金	19,300	0	19,300
1年以内返済予定の長期未払金	318,516	318,516	0
1年以内返済予定の長期借入金	0	12,000,000	△ 12,000,000
賞 与 引 当 金	14,015,305	12,429,139	1,586,166
流 動 負 債 合 計	270,469,052	207,353,243	63,115,809
2 固 定 負 債			
長 期 未 払 金	53,086	371,602	△ 318,516
退 職 給 付 引 当 金	91,000,250	79,771,100	11,229,150
預 り 保 証 金	216,200,000	216,200,000	0
預 り 敷 金	126,868,843	126,868,843	0
固 定 負 債 合 計	434,122,179	423,211,545	10,910,634
負 債 合 計	704,591,231	630,564,788	74,026,443
Ⅲ 正 味 財 産 の 部			
1 指 定 正 味 財 産			
指 定 正 味 財 産 計	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一 般 正 味 財 産			
一 般 正 味 財 産 計	8,758,941,912	8,643,738,251	115,203,661
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正 味 財 産 合 計	8,758,941,912	8,643,738,251	115,203,661
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	9,463,533,143	9,274,303,039	189,230,104

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	253,850	4,334	249,516
特定資産受取利息	253,850	4,334	249,516
事業収益	958,588,817	949,550,302	9,038,515
駐車場事業収益	826,898,957	818,117,051	8,781,906
賃貸事業収益	131,689,860	131,433,251	256,609
雑収益	5,249,544	1,246,561	4,002,983
雑収益	5,249,544	1,246,561	4,002,983
経常収益計	964,092,211	950,801,197	13,291,014
(2) 経常費用			
事業費用	710,427,607	702,843,815	7,583,792
直接人件費	215,648,778	196,251,761	19,397,017
業務費	486,791,877	498,934,859	△ 12,142,982
共益費	7,986,952	7,657,195	329,757
管理費	62,679,746	53,858,770	8,820,976
人件費	34,663,575	33,673,826	989,749
管理費	28,016,171	20,184,944	7,831,227
経常費用計	773,107,353	756,702,585	16,404,768
評価損益等調整前当期経常増減額	190,984,858	194,098,612	△ 3,113,754
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	190,984,858	194,098,612	△ 3,113,754
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	98,444	△ 98,444
車輛運搬具売却益	0	98,444	△ 98,444
固定資産受贈益	0	5,017,672,157	△ 5,017,672,157
指定正味財産減価却費振替益	0	4,323,351	△ 4,323,351
指定正味財産土地振替益	0	4,887,351,404	△ 4,887,351,404
指定正味財産建物等振替益	0	125,997,402	△ 125,997,402
経常外収益計	0	5,017,770,601	△ 5,017,770,601
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	2	2	0
什器備品除却損	2	2	0
経常外雑損	258,182	0	258,182
経常外雑損	258,182	0	258,182
経常外費用計	258,184	2	258,182
当期経常外増減額	△ 258,184	5,017,770,599	△ 5,018,028,783
税引前当期一般正味財産増減額	190,726,674	5,211,869,211	△ 5,021,142,537
法人税、住民税及び事業税	75,523,013	77,558,016	△ 2,035,003
当期一般正味財産増減額	115,203,661	5,134,311,195	△ 5,019,107,534
一般正味財産期首残高	8,643,738,251	3,509,427,056	5,134,311,195
一般正味財産期末残高	8,758,941,912	8,643,738,251	115,203,661
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	△ 5,017,672,157	5,017,672,157
一般正味財産への振替額	0	△ 5,017,672,157	5,017,672,157
当期指定正味財産増減額	0	△ 5,017,672,157	5,017,672,157
指定正味財産期首残高	0	5,017,672,157	△ 5,017,672,157
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	8,758,941,912	8,643,738,251	115,203,661

令和 8 年度 事業計画書

I 事業全般

- (1) 当財団は、一般財団法人（非営利型）として茨城県の認可内容に基づき事業を計画的かつ効率的に実施する。

また、財団を取り巻く事業環境の変化に柔軟に対応するサステナブルな法人運営に努めるとともに、引き続き安全安心・利便性向上等利用者や来訪者の視点に立ったサービスの提供や施設の更新を進め、それらに対応する組織体制の整備を図る。

さらに、財団設立 40 周年（令和 10 年 6 月）を見据え、財団の経営理念の検証とビジョンの構築をスタートさせる。

- (2) 今年度においては、過年度から検討、準備を進めてきた駐車場利用者の利便性向上や施設の長寿命化のための大型設備投資を完了させ、稼働を開始していく。

これと並行して中長期的な視点での事業運営及び収支管理を見通し、駐車場料金の改定を行うことにより、経営の安定化を図る。

また、地域の発展に貢献すべく実施している調査研究活動においては、様々な関係者等との協業を進め、成果の価値向上につなげていく。

組織の運営においては、継続して業務改善、執務環境の改善などを進め組織力の向上に努めるとともに、事業環境、社会環境等の変化を見極めつつ今後の方向性を探っていく。

II 事業実施計画

1 実施事業等会計

- (1) 公共施設利用等促進事業

県立美術館、市立図書館等の公共施設利用促進事業（公益その 1）及びつくば市民ホールカピオ等における公共目的利用促進事業（公益その 2）として公共利用に関する利用料金の割引を行う。

- (2) 調査研究等事業

- ① センター地区の魅力向上に繋がる中長期の事業展開を検討する上で、本年度は地域関係者との意見交換を重ね、センター地区の創成期からの変化や地区のポテンシャルの整理を行う。また、センター地区の来街動機に繋がるポータルサイトの構築に向けて、本年度は地域資源の整理や情報発信手法の実証、メディア構築に向けた基盤整備の検討を進める。
- ② 実施した調査研究等事業についてその成果等を T U T C ライブラリーとして取りまとめ、公共団体等へ配布するとともに、成果の有効な展開などを検討し効果的な情報発信を行う。

- (3) 特定寄附

- ① つくば市域の交通安全施設整備等に役立ててもらうため、つくば市に対して寄附を行う。
- ② つくば市域において市民の文化創造活動の支援事業を行っている公益財団法人つくば文化振興財団の活動を支援するため、寄附を行う。

2 その他会計

(1) 駐車場事業

- ① 立体駐車場4箇所、平面駐車場3箇所の計7駐車場（普通車約3千8百台＋大型車13台収容）及び駐輪場（126台収容）の安定した管理運営に引き続き努めながら、秋に予定する新管制システムへのスムーズな移行、その後の安定運営に注力する。加えて、非常時における緊急管理体制を強化し、臨機に対応できるよう訓練等を通じ発災時に備える。
- ② 立体駐車場施設の維持保全更新については、定期的に行う点検・調査を基に計画的に更新及び修繕工事を実施しながら安全・安心の確保に努めるとともに、大規模更新工事（ガラスブロック改修、エレベーター増設）を安全かつ確実に竣工させる。また、お客様の要望などの声に耳を傾け、利用者の利便性、快適性向上のため必要な措置も講じる。今年度は、老朽化の進行状況の確認と合わせ、物価高騰を見据えた長期修繕計画の更新を行い、実態に則した予防保全による施設の長寿命化を図る。
- ③ 駐車場及び駐輪場の事業運営においては、お客様のニーズの変化を的確に捉えながら、定期枠等の戦略的なコントロールにより車室の稼働を維持することと、新たに導入するキャッシュレス化やDX化を実現する新管制システムの導入やエレベーターの待機ストレスの軽減につながる南1駐車場エレベーター増設などと合わせて料金改定を行うことにより、経営の安定化を図る。

(2) 賃貸事業

- ① 賃貸事業については、現テナントの賃貸継続のために施設の適正な管理運営に努めるとともに、テナントと連携した防火管理体制を構築し防災意識の高揚を図る。
- ② 駐車場内等の自動販売機コーナーの増設や立体駐車場内壁面等における有料広告物掲載の拡大など、アセット活用の最大化を図り新たな収益源を生み出す。
- ③ 令和10年3月にエンジニアリング契約満了を迎える南3パークビル空調設備については、テナントとの調整を図りながら更新に向けた準備を進める。

Ⅲ その他社会貢献等

(1) センター地区の活性化

- ① つくばセンター地区活性化協議会の会員として、つくばまちなかデザイン株式会社と連携を図り、つくばセンター地区の活性化に資する活動を地域と協働して実施する。
- ② パフォーマンスギャラリーについて、地域の活性化に資することを目的として、引き続き各種団体・展示等に貸し出しを行う。

(2) 新たな施策立案に向けた情報収集・研究

- ① つくばスマートシティ協議会に引き続き参加し、実証実験等への関与を通じ接点を深め、駐車場やモビリティを取り巻く技術革新の動向・事業環境の変化への対応に向けた情報収集を進める。

収支予算書(損益ベース)
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和8年度 予 算 額	令和7年度 変更予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	0	253,850	△ 253,850	
特定資産受取利息	0	253,850	△ 253,850	
事業収益	966,927,000	962,711,537	4,215,463	
駐車場事業収益	834,978,000	830,915,956	4,062,044	
賃貸事業収益	131,949,000	131,795,581	153,419	
雑収益	7,300,000	4,241,806	3,058,194	
雑収益	7,300,000	4,241,806	3,058,194	
経常収益計	974,227,000	967,207,193	7,019,807	
(2) 経常費用				
事業費	783,251,000	710,750,334	72,500,666	
直接人件費	242,331,000	217,119,649	25,211,351	
業務費	533,016,000	485,708,310	47,307,690	
共益費	7,904,000	7,922,375	△ 18,375	
管理費	76,161,000	71,074,507	5,086,493	
人件費	38,482,000	35,245,764	3,236,236	
管理費	37,679,000	35,828,743	1,850,257	
経常費用計	859,412,000	781,824,841	77,587,159	
評価損益等調整前当期経常増減額	114,815,000	185,382,352	△ 70,567,352	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	114,815,000	185,382,352	△ 70,567,352	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	6,100,000	1,100,000	5,000,000	
固定資産除却損	6,100,000	1,100,000	5,000,000	
経常外費用	0	258,182	△ 258,182	
経常外雑損	0	258,182	△ 258,182	
経常外費用計	6,100,000	1,358,182	4,741,818	
当期経常外増減額	△ 6,100,000	△ 1,358,182	△ 4,741,818	
税引前当期一般正味財産増減額	108,715,000	184,024,170	△ 75,309,170	
法人税、住民税及び事業税	47,310,000	79,986,000	△ 32,676,000	
当期一般正味財産増減額	61,405,000	104,038,170	△ 42,633,170	
一般正味財産期首残高	8,747,776,421	8,643,738,251	104,038,170	
一般正味財産期末残高	8,809,181,421	8,747,776,421	61,405,000	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	8,809,181,421	8,747,776,421	61,405,000	